

IV. 憲法をいかし守り、核兵器廃絶、平和・非同盟中立の日本を

1. 憲法をいかし守ること

- (1) 日本国憲法の、国民主権、恒久平和、議会制民主主義、基本的人権の尊重、地方自治などの理念・原理を国民の暮らしにいかすこと。
- (2) 解釈・立法・明文による憲法改悪を行わず、立憲主義に基づく政治を行うこと。憲法を尊重擁護し、第9条への自衛隊の明記など憲法条文の改定を行わないこと。
- (3) 集団的自衛権の行使を容認した「2014.7.1 閣議決定」を撤回すること。
- (4) 「安全保障関連法制＝戦争法」を発動せず、廃止すること。
- (5) 基本的人権を侵害し・監視密告を広げる「共謀罪」法を廃止すること。
- (6) 「特定秘密保護法」を廃止すること。
- (7) 憲法改定を目的とする「日本国憲法の改正手続に関する法律」（国民投票法）を廃止すること。
- (8) 住民の個人情報情報を行政が一元管理するマイナンバー制度を廃止すること。

2. 核兵器を廃絶し、平和で公正な世界を実現すること

- (1) 2017年7月7日、世界122の国々の賛成で採択された核兵器禁止条約に参加および署名・批准し、日本政府が核兵器廃絶にむけてイニシアティブを発揮すること。
- (2) 「非核三原則」を厳格に守り、寄港・通過をふくめ核兵器の日本への持ち込みをいっさい認めない「神戸方式」を尊重すること。あわせて、「非核三原則」を法制化すること。
- (3) 1964年のアメリカによるビキニ環礁での水爆実験による高知をはじめとした日本各地の漁船の被ばく被害の調査について、アメリカ政府に協力を働きかけること。
- (4) 外務省は、米政府に対し、核兵器の持ち込みに関する密約など、日米関係の米公文書を非公開にすることを要請していたことについて、国民の生命や財産を守る憲法の立場から、積極的に公開を求めるとともに、核兵器等に関する密約を公開すること。
- (5) 日米首脳会談の合意を尊重し、朝鮮半島における非核化が実現できるよう、平和的外交努力を早急に進めること。

3. 日米安保条約を廃棄し、自衛隊の増強・海外派兵をやめること

- (1) 日米間の軍事同盟である日米安全保障条約の廃棄を米国に通告し、基地も核もない非同盟・中立の日本をつくること。また、ただちに日米地位協定を抜本的に改定すること。
- (2) 膨張し続ける防衛関連予算を抜本的に見直し、大幅に削減すること。新「防衛大綱」と2019年度～23年度の「中期防衛計画」を撤回し、また、武器の後年度負担による購入を直ちにやめること。
- (3) 憲法前文及び第9条に基づき、平和外交に徹し、米国政府に追随することなく国際貢献を行うこと。国際紛争は軍事によらず、憲法に基づく平和的外交努力で解決すること。また、自衛隊の海外派遣を行わないこと。
- (4) 国際関係における領土・領海問題は平和的外交努力で解決をはかるものであり、緊張状態を悪化させるいかなる行動も差し控えること。
- (5) 南北対話、米朝対話を踏まえ、北朝鮮による国際法を無視した行動などに対し、6カ国協議の再開など圧力によらない徹底した平和的外交努力によって解決をはかること。平和安全保障関連法制の発動などで、軍事的緊張をつくらぬよう努力すること。また、配備する根拠がないイージスアショアの購入はしないこと。
- (6) 沖縄の米軍基地について、2018年9月の沖縄県知事選挙をはじめ繰り返し示された沖縄県民の民意を尊重し、普天間基地、高江ヘリパッド等の使用を即時中止し撤去・返還を米国政府に求めること。辺野古新基地建設が唯一の解決策という政府の立場を改め、違法行為を重ねる辺野古での米軍新基地

建設工事を直ちに中止すること。

- (7) 米軍によるオスプレイの配備・飛行訓練の中止を直ちに要請すること。
- (8) 度重なる米兵による暴行など、事件や事故に対して日本政府として米国政府ならび在日米軍に対し、毅然とした態度で抗議するとともに、日本の主権を侵害する日米地位協定を改定すること。
- (9) 米軍の低空飛行訓練、部品落下やヘリ墜落、夜間連続離着陸（NLP）訓練をやめさせるなど、住民生活を脅かす「基地公害」をなくすこと。
- (10) 駐留アメリカ軍基地のグアム移転費など、米軍再編のための負担をやめること。年間 2,000 億円を超える米軍「思いやり予算」を廃止すること。
- (11) 米原子力空母の横須賀母港化をやめること。米原子力空母ロナルド・レーガンの寄港をやめさせること。山口県岩国基地への米空母艦載機移転を撤回すること。
- (12) 米軍の低空飛行訓練、夜間連続離着陸（NLP）訓練をやめ、生活を脅かす被害をなくすこと。
- (13) 鹿児島県・沖縄県の自衛隊基地計画および建設は即時中止すること。
- (14) 「防衛装備移転三原則」を撤回し、「武器輸出三原則」を厳格に堅持すること。
- (15) 大学等の研究機関の自主性・自立性が損なわれ、軍事研究につながる安全保障技術研究推進制度による補助金制度は、直ちにやめること。
- (16) 自衛隊情報保全隊等による市民監視、情報収集など市民運動を敵視する対応を直ちにやめること。
- (17) 日本政府として、尖閣諸島の領有の歴史上・国際法上の正当性について、国際社会と中国政府に対して理を尽くして主張することを基本に、軍事的緊張を高める行為は厳に慎むこと。
- (18) 韓国による実効支配が続く竹島領有権問題は、日本政府が、植民地支配の不法性、その誤りを正面から認め、その土台のうえで竹島問題についての協議を呼びかけることを基本に、国際司法裁判所での解決も含めて対応すること。

4. 国民保護計画を強要しないこと

- (1) 国民保護計画の運用について、自治体へ押し付けないこと。住民への情報公開と参加の保障、議会での事前・事後の審議の保障などを徹底すること。
- (2) 国民保護計画に基づく訓練に、自衛隊や米軍を参加させないこと。教育機関を計画に組み入れないこと。また、生徒・児童を有事訓練に参加させないこと。
- (3) 国民保護計画・危機管理のための自衛官の採用を地方自治体で推進しないこと。
- (4) 迷彩服での市街地行進など、国や自衛隊及び在日米軍の戦争遂行を目的とする軍事訓練とこれに伴う業務について中止すること。
- (5) 自治体が保有する住民個人情報等を軍事目的のために提供しないこと。自衛隊は、住民基本台帳の 15 歳から 18 歳のデータ提出要請をやめること。
- (6) 自治体職員の自衛隊への体験入隊研修を行わないこと。

5. 政党助成金、小選挙区制を廃止し、民主主義を拡充すること

- (1) 衆議院小選挙区制度を廃止し、民意が正確に反映する選挙制度とすること。
- (2) 議会制民主主義を蹂躪し、民意を削る衆議院比例定数削減は行わないこと。
- (3) 国政選挙において、定数増などにより「一票の格差」を是正し、民意の反映する制度に改善すること。
- (4) 「金権腐敗政治」の温床となっている企業・団体献金を禁止すること。
- (5) 国民の思想・良心の自由を侵害する「政党助成金」を廃止すること。
- (6) 自治体労働者の政治活動・選挙活動の自由を保障すること。罰則規定を設け、自治体労働者の政治活動を規制する地方公務員法改悪は行わないこと。
- (7) 盗聴や司法取引制度を認めた刑事訴訟法等の改悪を元に戻すこと。
- (8) 主権者たる国民が選挙権を行使するにあたって判断材料が十分提供されるよう、自由で公正な選挙・

政治活動が保障されるよう公職選挙法の抜本改正を行うこと。